⑷　別表６－４「一般更生債権弁済計画表（ヴィラ塩江施設利用保証金）」の施設利用保証金債権のうち、上記⑶による承継の対象外であって、上記⑵による条件・期限の利益の放棄に伴い通常の預け金債権に権利の性質が変更された、控除後施設利用保証金債権額の50％部分に対する弁済は、一般更生債権第２回弁済日に、第１款第２項⑷を準用して行う。この場合、第１款第２項⑷④の弁済額の計算にあたっては、上記⑶の承継前の控除後施設利用保証金債権額に、同③の弁済率から10％（10ポイント）を控除した率を乗じるものとする。

⑸　一般更生債権第２回弁済日に、上記⑵による条件・期限の利益の放棄に伴い通常の預け金債権に権利の性質が変更された、控除後施設利用保証金債権額の50％部分から上記⑷に基づいて弁済した金額を控除した残額について免除を受ける。

３　施設利用権の取扱

別表６－４「一般更生債権弁済計画表（ヴィラ塩江施設利用保証金）」記載の「ヴィラ塩江」のオーナーズの施設利用権は、新設分割設立会社に承継される施設相互利用契約が有効に存続する限りにおいて存続する。なお、債権届出をしていないオーナーズは、金銭債権については失権するが、施設相互利用契約が終了しない限り、会員としての契約関係（施設利用権、管理費・修繕積立金支払義務等）は継続する。

第４節　弁済・納付に関するその他の事項（省略）

第４章　共益債権等の弁済（省略）

第５章　少額更生債権等の弁済（省略）

第６章　未確定更生債権等の措置

第１節　未確定更生債権等

１　未確定更生担保権

別表７－１「未確定更生担保権一覧表」記載の更生担保権は、会社更生法第151条第１項本文に規定する異議等のある更生担保権で、その確定手続が終了していないものである。

２　未確定一般更生債権

別表７－２「未確定一般更生債権一覧表」記載の一般更生債権のうち、整理番号１の債権者から届出がされた更生債権については、会社更生法第151条第１項本文に規定する異議等のある一般更生債権で、その確定手続が終了していないものである。

また、整理番号２の債権者から届出がされた更生債権については、債権届出期間経過後に届出がなされたところ、管財人が同表の「更生債権として認めない額」欄記載の額についてこれを認めなかった。平成22年７月31日現在、これに対する査定申立期間が経過していないため未確定である。

第２節　未確定更生債権等の措置

１　未確定更生担保権

⑴　確定前の取扱

未確定更生担保権については、確定するまでの間、更生担保権の弁済を実施しない。

⑵　確定後の取扱

未確定更生担保権が確定したときは、更生担保権として確定した額については、第３章第１節の定めを、一般更生債権として確定した額については、第３章第３節の定めを、それぞれ適用する。

２　未確定一般更生債権

⑴　確定前の取扱

未確定一般更生債権については、確定するまでの間、弁済を実施しない。

⑵　確定後の取扱

未確定一般更生債権が確定したときは、第３章第３節の定めを適用する。

この場合において、既に弁済期が経過している未払金がある場合には、未確定一般更生債権が確定した日から１ヶ月以内に弁済する。弁済期到来までに１ヶ月未満の場合も同様とする。また、当該債権者が、第３章第３節第３款に基づくプレー権の付与を受けることができる場合で同プレー権の付与を受けることを希望する場合においては、未確定更生債権の確定前であっても、入会申込期限日までに第３章第３節第３款に所定の手続を行わなければならない。

第７章　弁済資金の調達方法等（省略）

第８章　担保等の措置（省略）

第９章　更生会社の各事業の処理

第１節　広島中央ゴルフクラブ・ＣＨＵＯ１９ＴＨ（新設分割）

１　会社分割及び株式譲渡の概要

更生会社は、第２項以下の条件に従い、新設分割の方法により、更生会社から「広島中央ゴルフクラブ」及びゴルフ練習場「ＣＨＵＯ１９ＴＨ」の名称で行うゴルフ場事業（以下「分割事業（広島中央ＧＣ等）」という）を、新設分割により設立されることが予定されている新設分割設立会社であるアコーディアＡＨ３４に承継させたうえ、更生会社に割り当てられたアコーディアＡＨ３４の株式全てを更生会社からアコーディア又はアコーディアの指定する会社に譲渡する。ただし、管財人は、第６項の会社分割期日までの間、裁判所の許可を得て、本節に定める会社分割の条件及び内容を変更することができる。

２　新設分割設立会社の商号、本店所在地、目的及び発行可能株式総数等（省略）

３　新設分割設立会社の設立時取締役の氏名（省略）

４　承継する資産、債務、雇用契約その他の権利義務に関する事項

⑴　承継する資産

別表10―１―１「担保権の目的物一覧表（広島中央ゴルフクラブ）」記載の不動産その他分割事業（広島中央ＧＣ等）に属する資産のうち、下記①から④までの非承継資産を除く一切の資産

記

①　第６項の会社分割期日における更生会社の現預金

②　第６項の会社分割期日以前の原因に基づいて発生した売掛金等の営業性の流動資産

③　第６項の会社分割期日をまたぐ年度の前年度までの未収年会費請求権

④　上記の他、別途当事者間で合意したもの

⑵　承継する債務

①　継続会員債権者の有する確定更生債権のうち、第３章第３節第２款第２項⑶アによる条件・期限の利益の放棄の対象外であり預託金としての性質を維持している50％部分にかかる債務

②　上記の他、別途当事者間で合意したもの

⑶　承継する契約その他の権利義務に関する事項

別途当事者間で除外することを合意したものを除き、第６項の会社分割期日現在において存続する、「広島中央ゴルフクラブ」の会員契約、分割事業（広島中央ＧＣ等）を継続するのに必要な同事業に関する不動産賃貸借契約その他の一切の契約

５　新設分割に際し交付される新設分割設立会社の株式の数並びに新設分割設立会社の資本及び準備金に関する事項（省略）

６　会社分割期日（新設分割設立会社成立日）（省略）

第２節　芸南カントリークラブ（事業譲渡）

１　事業譲渡の概要

更生会社は、第２項以下の条件に従い、事業譲渡の方法により、「芸南カントリークラブ」の名称で行うゴルフ場事業（以下「譲渡事業（芸南ＣＣ）」という）を中国新聞文化事業社に譲渡する。

２　事業譲渡先（省略）

３　譲渡の目的物

⑴　承継する資産

別表10―１―２「担保権の目的物一覧表（芸南カントリークラブ）」記載の不動産その他譲渡事業（芸南ＣＣ）に属する資産のうち、下記①から④までの非承継資産を除く一切の資産